

平成 24 年度消費者庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成 25 年 12 月

消費者庁

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも 3 年に 1 回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成 24 年度における消費者庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

（1）総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
4 法人	1 法人	1 法人

（2）改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
1 法人	1 法人	0 法人	1 法人	0 法人

[主な指摘事項と改善措置]

（法人運営面）

- ・ 理事の構成について、同一の業界関係者が占める割合が理事現在数の 2 分の 1 以下となっていない。（←同一の業界関係者が占める割合が理事現在数の 2 分の 1 以下となるように指導。）
- ・ 総会を年 1 回しか開催していない。（←実態に合わせて定款を改正予定であることを確認。）
- ・ 事業計画書及び収支予算書について、年度開始前に総会の議決、主務官庁への届出が行われていない。（←実態に合わせて定款を改正予定であることを確認。）
- ・ 会員の入会の可否について理事会での決定がなされていない。（←今後については理事会

で決定するよう指導。)

(財務・会計面)

- ・ 内部留保の水準が 30%を上回っている。(←内部留保の水準が 30 パーセントを上回らないよう指導。)

(3) 立入検査の実施状況 (平成 22 年度～平成 24 年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率 (%) (実施法人数/所管法人数× 100)
4 法人	4 法人	100%

(注) 立入検査実施法人数は、平成 22 年度～平成 24 年度の 3 年間に立入検査を実施した法人の実数である。

<連絡先>

消費者庁総務課企画係

電話 03-3507-9155 (直通)